

北 本 市 教 育 委 員 会
令 和 4 年 3 月 定 例 会 会 議 録

1 日 時	令和4年3月23日(水) 午後2時00分から3時45分まで		
2 場 所	北本市役所 会議室3-F		
3 教育長の氏名	神子修一		
4 出席した委員の氏名	一	委員 大保木道子	二 委員 安田美詠子
	三	委員 久保田篤正	四 委員 加藤潤一
	五	委員 若山晋	
5 欠席した委員の氏名			
6 説明のため出席した職員	大竹教育部長、櫻井教育総務課長、和泉学校教育課長、山下学校教育課副課長、柳井生涯学習課長、吉田文化財保護課長		
議案及び報告件名	議 事 の 大 要		
1 開会の宣言	神子教育長： 令和4年北本市教育委員会3月定例会を開会する。		
2 会議録の承認について	<p>神子教育長： 令和4年北本市教育委員会2月定例会及び令和4年北本市教育委員会第1回臨時会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 令和4年北本市教育委員会2月定例会及び令和4年北本市教育委員会第1回臨時会の議事録については、承認としてよろしいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 令和4年北本市教育委員会2月定例会及び令和4年北本市教育委員会第1回臨時会の議事録は、承認する。</p>		
3 会議録署名委員の指名について	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、3番の久保田委員にお願いする。		
4 議事の取扱いの発議	<p>神子教育長： 本日の案件は、報告事項が9件、議案が8件の計17件である。</p> <p>なお、本日の教委報告第11号、教委議案第15号から教委議案第18号につきましては個人情報扱う案件、教委議案第12号につきましては人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、「非公開」審議としてよいか伺う。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p>		

<p>5 報告事項 (1) 教委報告第9号「教育長の決裁処分」</p> <p>(2) 教委報告第10号「本市立教育センター令和4年度事業計画等について」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第11号、教委議案第15号から教委議案第18号については、「非公開」審議とする。</p> <p>神子教育長： 教委報告第9号「教育長の決裁処分」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>柳井生涯学習課長： (教委報告第9号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第9号について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 劇団生命座の後援申請については、今回は初めてか。</p> <p>柳井生涯学習課長： 平成27年度、平成28年度においても申請し承認を行っている。</p> <p>久保田委員： キッズタウンについては、各コースに分かれているが昨年度については、建設業とアナウンサーといったように、それぞれ違う業種が組み合わさっている。 このコースの中でさらにどちらかを選択するのか。</p> <p>柳井生涯学習課長： 両方の業種をもれなく体験していただく。</p> <p>神子教育長： 教委報告第9号について、他に質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第9号については、了承とする。</p> <p>神子教育長： 教委報告第10号「北本市立教育センター令和4年度事業計画等について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>和泉学校教育課長： (教委報告第10号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第10号について、質疑はあるか。</p> <p>安田委員： 旧教育センターの施設管理はどうなっているか。</p> <p>和泉学校教育課長： 基本的な管理については、学校教育課で行っている。 清掃業務と、樹木剪定等については、外部委託を行って実施している。</p> <p>久保田委員： 教育相談室に火、水、木曜日にカウンセラーが常駐しているが、今年度の実績としてはどのような状況か。</p>
--	--

	<p>和泉学校教育課長： 2月末日現在の実績で、教育相談総件数が430件。 一番多い相談内容が不登校に関するもの、その次に発達障害に関するものとなっている。</p> <p>神子教育長： 教委報告第10号について、他に質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第10号については、了承とする。</p>
<p>(3) 教委報告第12号「北本市立体育センター令和4年度事業計画について」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第12号「北本市立体育センター令和4年度事業計画について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>柳井生涯学習課長： (教委報告第12号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第12号について、質疑はあるか。</p> <p>加藤委員： 夜間、体育センターの入り口の車寄せに車が止まっており、危ない状況があった。 対応はどうなっているか。</p> <p>柳井生涯学習課長： 車寄せについては、駐車場ではないので、指定管理者が確認次第、注意を行い移動させている。</p> <p>神子教育長： 教委報告第12号について、他に質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第12号については、了承とする。</p>
<p>(4) 教委報告第13号「北本市野外センター令和4年度事業計画について」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第13号「北本市野外センター令和4年度事業計画について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>柳井生涯学習課長： (教委報告第13号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第13号について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： バンガローの運営やホテル観察会など、人に来てもらう活動が充実している。 更にもっと広報活動を行えば、もっと色々な人に来てもらえるのではないか。</p>

<p>(5) 教委報告第14号「北本市地区公民館等令和4年度事業計画について」</p>	<p>柳井生涯学習課長： 指定管理者の広報活動を充実させて来ている。特にSNSを充実させている。</p>
	<p>久保田委員： SNSはどのような媒体を使っているのか。</p>
	<p>柳井生涯学習課長： インスタグラムに専用ページを作って、ホームページとともに活用している。</p>
	<p>久保田委員： SNSは他にも媒体があるため、他も活用してPRしていただきたい。</p>
	<p>柳井生涯学習課長： 広報活動については、指定管理者と様々な方法について検討したい。</p>
	<p>若山委員： 野外活動センター横の細い道は車のすれ違いが出来なく怖い思いする人が多い。 一部に退避場所をつくった方が良いのではないかと。</p>
	<p>柳井生涯学習課長： 脇の草が倒れてきており、より道を狭くしている状況がある。道路課と協議し、検討したい。</p>
	<p>神子教育長： 教委報告第13号について、他に質疑はあるか。 — 特に意見なし —</p>
	<p>神子教育長： 教委報告第13号については、了承とする。</p>
	<p>神子教育長： 教委報告第14号「北本市地区公民館等令和4年度事業計画について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p>
	<p>柳井生涯学習課長： (教委報告第14号の説明)</p>
	<p>神子教育長： 教委報告第14号について、質疑はあるか。</p>
	<p>加藤委員： 夜間の体制が委託警備の職員となっているが、事故等が起きた場合、委託警備の中で対応出来るのか。</p>
	<p>柳井生涯学習課長： 事故等が起きた場合はまずは、利用者本人達で対応を行うことが前提であるが、初期対応は委託警備の中ででき、更に各館長、副館長に連絡が入るようにしており、対応が取れる体制となっている。</p>
<p>加藤委員： 西部公民館に併設されている荒井公園について、車が乗り</p>	

	<p>入れられるようになっており駐車場となっているが、どのような運営になっているか。</p> <p>柳井生涯学習課長： 基本的に混雑時以外は使用しないこととなっている。使用している場合は、様々なイベントがあり混雑しているために使用しているものと考えている。</p> <p>神子教育長： 教委報告第14号について、他に質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第14号については、了承とする。</p>
<p>(6) 教委報告第15号「北本市文化センター令和4年度事業計画について」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第15号「北本市文化センター令和4年度事業計画について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>柳井生涯学習課長： (教委報告第15号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第15号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員： 2、3年前に外壁材ALC板の剥離があり危険であるという話があったが、今は改善されたのか。</p> <p>柳井生涯学習課長： 現在のところ外壁材の落下等の報告については、特にあがってきていないため、落ち着いているものとする。</p> <p>神子教育長： 教委報告第15号について、他に質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第15号については、了承とする。</p>
<p>(7) 教委報告第16号「北本市立こども図書館令和4年度事業計画について」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第16号「北本市立こども図書館令和4年度事業計画について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>柳井生涯学習課長： (教委報告第16号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第16号について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 外国語おはなし会の利用状況はどうか。</p> <p>柳井生涯学習課長： 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、実施をしなかった。</p>

	<p>令和4年度については、まずは英語を実施し、状況を見ながら他の言語にも拡げていきたい。</p> <p>神子教育長： 教委報告第16号について、他に質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第16号については、了承とする。</p> <p>(8) 教委報告第17号「市民大学きたもと学苑の令和3年度の実施状況について」</p> <p>神子教育長： 教委報告第17号「市民大学きたもと学苑の令和3年度の実施状況について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>柳井生涯学習課長： (教委報告第17号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第17号について、質疑はあるか。</p> <p>安田委員： 市民大学の10歳までの参加者が結構いる。一方で11歳から20歳までの参加者は少ない。この講座は何か。</p> <p>柳井生涯学習課長： はじめてのピアノという講座で参加している。</p> <p>神子教育長： 教委報告第17号について、他に質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第17号については、了承とする。</p> <p>6 審議案件 (公開審議)</p> <p>(9) 教委議案第11号「令和4年度教育行政の重点施策について」について</p> <p>神子教育長： 議案審議に入る。</p> <p>神子教育長： 教委議案第11号「令和4年度教育行政の重点施策について」について、教育部長より説明をお願いします。</p> <p>大竹教育部長： (教委議案第11号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第11号について、質疑はあるか。</p> <p>加藤委員： 障がい者奉仕体制の充実という項目があるが、表現について検討の余地がある。 (仮称)文化財保存・活用センターの整備については、今後 も記載した方が良いのではないかと。</p>
--	---

	<p>柳井生涯学習課長： 今後検討したい。</p> <p>神子教育長： 教委議案第11号について、他に質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第11号については、可決とする。</p>
<p>(10) 教委議案第13号「令和4年度指導の重点について」について</p>	<p>神子教育長： 教委議案第13号「令和4年度指導の重点について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>山下学校教育課副課長： (教委議案第13号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第13号について、質疑はあるか。</p> <p>加藤委員： コンピューターからタブレット端末へと言葉が変更されているが、これまでの学習状況とどう変化があるのか。</p> <p>山下学校教育課副課長： GIGAスクールによるタブレット端末が配布される前までは、コンピューターについては、PC教室にある置き型のものをイメージしていたが、現在は全ての児童生徒にタブレット端末が配布されているため、現状に合わせて言葉を変更した。</p> <p>和泉学校教育課長： 今までのコンピューターはPC教室に行って、調べ学習等の作業をしたが、タブレット端末は文房具の一つとして、すぐにその場で使用できるため、使用頻度や使用する観点が変わってきており、特別な学習という形ではなくなってきている。</p> <p>神子教育長： 教委議案第13号について、他に質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第13号については、可決とする。</p>
<p>(11) 教委議案第14号「北本市就学援助実施要綱及び北本市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一</p>	<p>神子教育長： 教委議案第14号「北本市就学援助実施要綱及び北本市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>和泉学校教育課長： (教委議案第14号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第14号について、質疑はあるか。</p>

部改正について」について	<p>— 特に意見なし —</p>
7 報告事項 (非公開審議)	<p>神子教育長： 教委議案第14号については、可決とする。</p>
(12) 教委報告第11号「令和3年度就学支援委員会の支援結果について」について	<p>神子教育長： 非公開審議に入る。</p> <p>— 以降、案件毎に関係のない職員は退席 —</p>
(12) 教委報告第11号「令和3年度就学支援委員会の支援結果について」について	<p>神子教育長： 教委報告第11号「令和3年度就学支援委員会の支援結果について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>和泉学校教育課長： (教委報告第11号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第11号について、質疑はあるか。</p>
	<p>大保木委員： 合意形成が図られずに、普通学級に児童生徒が在籍となった場合、学校側の不安は無いのか。</p>
	<p>和泉学校教育課長： 不安はあるが、保護者との連携を取りながら、学力向上支援員等の力を借りながら、子どもにとって最善の方法を取ることが重要だと考える。 通常学級に入った後もどうやって出来ることを伸ばしていけるか考えていく。</p>
	<p>大保木委員： 特別支援学校にいた経験があるが、普通学級に入れることにより、得られるべき能力が開発されないということがある。 子どもの立場に立って、適切な学校を判断してほしい。</p>
	<p>和泉学校教育課長： おっしゃるとおりであり、就学支援委員会については、継続的な審議を行っており、年度途中の転籍もあり得る。 その子にとって良い就学先を探してまいりたい。</p>
	<p>安田委員： 昔に比べて就学支援学級に行く児童が増えているように感じるが、なぜか。</p>
	<p>和泉学校教育課長： 理由の一つとして北本市の施策の良い部分が出ていることがあると感じている。 各学校に支援学級があるため、通常学級だと注意されてしまう子が、支援学級に行つて褒められて色々なことが出来るようになり、保護者の理解も進み在籍を移すことにつながることもある。</p>

<p>8 議案事項 (非公開案件)</p> <p>(13) 教委議案第15号「教育相談員の任用について」について</p> <p>(14) 教委議案第16号「教育センター所長の任命について」について</p> <p>(15) 教委議案第17号「教育指導員の任命について」について</p> <p>16 教委議案第18号「社会教育指導の任用について」について</p>	<p>また、支援学級の指導の仕方が自分の子どもに合っていると考える保護者が多くなってきていることもある。</p> <p>神子教育長： 教委報告第11号について、他に質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第11号については、了承とする。</p> <p>神子教育長： 教委議案第15号「教育相談員の任用について」について、教委議案第16号「教育センター所長の任命について」について、教委議案第17号「教育指導員の任命について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>和泉学校教育課長： (教委議案第15号、教委議案第16号及び教委議案第17号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第15号、教委議案第16号及び教委議案第17号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第15号、教委議案第16号及び教委議案第17号については、可決とする。</p> <p>神子教育長： 教委議案第18号「社会教育指導の任用について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>柳井生涯学習課長： (教委議案第18号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第18号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第18号については、可決とする。</p> <p>神子教育長： 教委議案第12号「人事異動に関する意見聴取について」について、私から説明をさせていただく。</p> <p>神子教育長： (教委議案第12号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第12号について、質疑はあるか。</p>
---	--

<p>9 その他</p> <p>10 閉会の宣言</p>	<p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第12号については、可決とする。</p> <p>— 職員、入室 —</p> <p>神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。</p> <p>和泉学校教育課長： (教職員就任式について)</p> <p>神子教育長： 他に連絡事項はあるか。</p> <p>柳井生涯学習課長： (人権文集「じんけん」、人権教育推進委員会広報紙「けやき」、人権啓発資料「ふれあい」について)</p> <p>神子教育長： 他に連絡事項はあるか。</p> <p>柳井生涯学習課長： (ピアノフェスティバルの実施について)</p> <p>神子教育長： 他に連絡事項はあるか。</p> <p>吉田文化財保護課長： (石戸蒲ザクラ広報紙について)</p> <p>神子教育長： 他に連絡事項はあるか。</p> <p>— 特になし —</p> <p>神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会3月定例会を閉会する。</p>
	<p>北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p> <p>令和4年4月28日</p> <p>教育長 神子 修一</p> <p>署名委員 久守田 真正</p> <p>書記 落合 元</p>